

令和4年度第1回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第22回 徳島県版「子ども・子育て会議」議事録)

- 1 日 時 令和4年7月1日(金)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 江口 久美子、片岡 佑太、亀井 里江、佐伯 美晴、白草 千鶴、
田中 京子、田中 みさき、中岡 素子、二宮 恒夫、速水 克彦、
山北 美由起、山崎 篤史、山崎 健二、大和 忠広 計14名
- 4 次第 (1) 開会
(2) 未来創生文化部長挨拶
(3) 議事
・徳島県における保育等の現状について
・令和4年度の本県の取組について
・「第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直しについて
(4) 閉会

5 議事の概要

(会長)

それでは議事に入りたいと思う。議事の(1)(2)(3)について、事務局から御説明いただき、その後で皆様から御意見いただきたい。

< 事務局から資料1～4に基づき説明 >

(会長)

資料3の別添「主な見直しの内容」について、例えば8ページの「教育・保育の量の見込み、提供体制の確保」は、資料3の「3 見直しの方向性」のアに該当するのか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

すると、11ページ及び39ページも同様にアに該当し、24ページ及び54ページの「認定子ども園の目標設置数、設置時期」についてはイに該当、27ページの「具体的な必要見込み人数とその確保方策」のウに該当するのか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

では、「3 見直しの方向性」のエ「その他、社会情勢の変化及び各施策の進捗状況に応じて、各施策の記載内容の見直しを行う。」は別添のどの内容に該当するのか。

(事務局)

エについては、令和2年度に第二期計画を策定以降の社会情勢の変化の中で必要になった事項を加えるものである。

(会長)

先日、県内の待機児童数が、4月時点でゼロになったという喜ばしいニュースがあった。一方で、例年10月に待機児童数が少し増える。今年の増え方は予想できるか。

(事務局)

予想は非常に難しい。通常、4月1日は、待機児童が一番少ない。

ただ、育休明けの家庭が新たに預ける一方、コロナ感染不安から預け控えも指摘されている。このような状況から、現時点予想は難しい。

(委員)

新規事業のうち、ヤングケアラー支援事業について、ヤングケアラーは、学会のシンポジウムで取り上げられるなど、近年、社会的な関心が高いテーマである。

厚生労働省の実態調査によると、小学生の相談相手は、家族が最も多く、家族以外の大人に相談する割合はかなり低い。その意味で、研修会の実施には期待している。

本事業の効果・検証を進めるとともに、今回見直す計画にも適宜反映してもらいたい。

ヤングケアラーに対する理解が高いほど、具体的な支援につながる事が分かっているため、認知度を高めるような支援事業をお願いしたい。

(会長)

ヤングケアラーと虐待はオーバーラップするのか。

(委員)

ヤングケアラーと虐待は重なる部分はあるが、虐待の視点とは別の新たな視点で子どもたちを見ていくことは評価できる。

(会長)

この事業は期待されているので、是非実態調査と支援結果の検証をお願いしたい。

(こども未来応援室)

全県的な調査を、7月11日から実施する。具体的には、小学6年生から高校3年生までの公立学校に通う児童・生徒及び学校現場に対しアンケート調査を実施する。

高齢・介護部門、児童・障がい部門においても、関係者による聞き取り調査を行う予定。

研修については、様々な団体が実施する研修機会に合わせ、カリキュラムにヤングケアラーについても、取り入れていただくよう依頼している。

(会長)

調査の対象は、小学校6年生以上とのことだが、実態としては、もう少し若い年齢のヤングケアラーもいると聞いている。

(こども未来応援室)

ヤングケアラーの実態調査については、既に国が小学6年生の子どもを対象に実施し、4月に結果が出たところ。したがって、国の調査結果と県内の状況を比較するためにも、対象は小学6年生からとしている。

(委員)

県は、調査結果に係るデータを市町村に提供するなどの後方支援業務を担当し、ヘルパーの派遣など具体的な施策は、市町村で組み立てていくと理解してよいか。

(こども未来応援室)

おっしゃるとおり、事業の実施は、市町村が中心になる。

県は、国事業の周知や相談への対応、研修の実施などを担うことになる。

(委員)

県が、市町村事業のバックアップをしていくことは、とても大切なこと。

(委員)

昔に比べて、将来保育士になりたいと思う小中学生が、だんだん減っているのではないかと。実際に、保育現場では保育士は足りていないと感じている。

確かに、4月1日時点では、足りているが、その後病休、産休あるいは退職に伴う人員減が生じた場合に、代替りの保育士が見つからないので足りなくなる。特に病気や事故といった事由の場合、事前に対応できない。もう少し保育士の数に余裕ができるような、一層踏み込んだ施策も必要だ。

待機児童が4月1日時点でゼロだったことについて、これは利用者にとっていいことであるが、一方施設側から見ると、既に定員に達していない園も見られる。

保育所の利用児童数が令和7年にピークになるとの話をよく聞くが、徳島県の場合は、既にピークに達しているとの感じがする。待機児童ゼロを達成した今から、施設の定員割れ対策をする必要がある。特に県南部、西部は子どもがいなくなっており、その時点で定員割れ対策を検討しても遅い。早めの対応が必要だ。

(会長)

保育士を希望して大学に入学する人は年々減っているのか。

(委員)

保育士資格の取得を目指して入学する学生は少なくない。ただし、就職先としては、保育所等ではなく、一般企業を選ぶ学生が一定程度存在する。

(会長)

「未来の保育士のみなさん！アルバイトしてみませんか」の募集チラシについて、保育士を目指す学生に対するアルバイト料は県から支給されるのか。

(事務局)

未来の保育士定着促進事業として、県が補助している。

受入れ可能な保育施設で学生が実際に経験を積んでいただくことで、実際に就職につながっている事例もみられる。

(会長)

応募に当たり制限はないのか。人手が足りない施設は何人でも募集できるのか。

(事務局)

Ⅰ施設ごとに上限がある。制限なく認められるものでない。

(委員)

資料4の国の動向について、2ページの「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」の箇所、こども家庭センターの設置が記載されている。

市町村としては、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターなどの新たな組織づくりをしている中で、更に統合・集約が求められ、混乱が予想される。

また、各市町村が、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の支援に取り組んでいる中、今回新たな体制が加わったことで、うまく機能すれば、包括的な支援ができると思うものの、実態としては、この方針に各市町村がついて行けないのではないかと。

まずは、県がサポートする必要があると思われる。事業の中身が重要であることと捉えて、子ども・子育て会議として取り組んでいく必要があると思うがどうか。

(こども未来応援室)

今年度4月1日時点で、子育て世代包括支援センターは、23市町村に設置され、子ども家庭総合支援拠点は、11市町に設置されている。

今回児童福祉法を改正する法律案の中で、子育て世帯に対する包括的な支援に係る体制強化を図るため、こども家庭センターの設置が示されたところ。

県は、市町村に対し、改正法案の方針を十分周知する機会を持ち、今後のこども家庭センターの設置に生かしていただく。また、体制の整備について、国の補助事業等も創設されているため、これを活用していただくよう周知していきたい。

(委員)

国から出された方向性について、まだ十分に理解できていないが、まずは県の方針をはっきりと示さないと、市町村による取組もなかなか進まないのも現実。

現場としては、虐待や教育が難しい家庭を支援するため、市町村がケース会議を開催したり、児童相談所も懸命に対応している。やはり、大枠を示してもらわないと現場がどう動けばいいかわからない。このように、分かりやすい方向性を出していくことが、県の子ども・子育て会議としての役割だと考えているため、よろしくお願ひしたい。

(会長)

市町村が担う部分と児童相談所の役割分担は明確化されているのか。

(こども未来応援室)

虐待相談に係る窓口は市町村も担っているが、リスクの高いところは、県の児童相談所が担当している。今回、市町村に子ども家庭総合支援拠点が設置されることにより、市町村の虐待相談に係る体制強化につながると思われる。

(会長)

例えば、家庭訪問による支援をどこが担うかなど、リスクの高低の観点から、明確にしておく必要がある。児童相談所は、リスクアセスメントを活用しているが、市町村にもそれを周知・徹底してリスクをきちんと把握した上で役割を明確にしないと、関係者が右往左往するおそれがある。

(こども未来応援室)

市町村に対して、アセスメントシートを共有している。

市町村の人事異動で新任の職員が配置された場合は、リスクアセスメントのやり方について、研修を受けていただいている。

(会長)

今後は、虐待や子ども家庭総合支援拠点の事務はこども家庭庁が担うのか。

(こども未来応援室)

そのような認識である。

(委員)

今後の課題として、1点目は、資料4の1ページにある「子ども家庭庁の司令塔機能」の中で、こどもや子育て当事者、現場の意見を政策立案に反映する仕組みの導入、すなわち社会福祉審議会に権利擁護の分科会を立ち上げて、政策立案に反映させていく仕組みづくりを考えていく必要がある。これは、県の審議会のあり方にも関わることであり、支援計画に反映させていく必要がある。

2点目は、2ページの「4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備」は、児童相談所等が、役所や学校等子どもと直接利害関係のある主体ではなく、第三者的な市民やボランティアを意見表明支援員として養成し、子ども食堂など子どもが集まる場で子どもの意見を聞くことで、支援に反映していくという流れである。児童の意見を表明する仕組みづくりは、8月に改訂される生徒指導提要にも書き込まれることとなっている。

したがって、子どもの権利擁護を中心に据えた意見をくみ取り、制度にどう反映させていくかを、これからの審議会でも案を出していただき、ここ1、2年のうちで審議していくことが求められる。

(会長)

子ども権利擁護については、支援計画31ページにも記載があるが、改正法案と沿うように見直しを進める必要がある。

(委員)

待機児童がゼロになったが、定員割れを起こしている保育所等もあり、また保育士に掛かる負担が大きくなっているように感じる。どうケアしていくのか。

(事務局)

保育士の負担軽減について、国により保育士の配置基準が決定されたが、必要財源1兆円超のところ消費増税による財源が7,000億円しか確保されなかったことから、一部しか実施できていない。

現在は、コロナ禍への対策と併せて、この問題についても国に提言している状況である。

(委員)

チーム育児の話も出たが、これは保育施設による保育を推進していくのか、それとも、保育士とは関係なく地域の中で子育てをしていくということか。

(事務局)

チーム育児とは、保育とは別の概念であり、ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働を中心に、子育て支援サービスやいろいろなツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児のこと。そのサービスの一部として保育も含まれる。

(会長)

チーム育児応援企業のパンフレットが配布されているが、チーム育児を応援する企業を県は募集しているということか。また、チーム育児そのものを県として推奨しているのか。

(事務局)

応募いただいた企業を育児を応援してくれている働きやすい企業として広報、啓発させていただいている。また、県としてもチーム育児自体を推奨している。

(委員)

チーム育児の受け皿、発信先は会社だけか。地域によるサポートは含めないのか。

(事務局)

一般の方も含めて全体にチーム育児を推奨している。そのうち、企業向けのを今回の資料として提出した。もちろん企業やお母さん同士だけでなく、ご近所の方など周囲を頼りながら育児をすることについても推奨、啓発させていただいている。

(会長)

いろいろなご意見を取り入れながら、きめ細かくやっていくことが求められる。

(委員)

団塊の世代と呼ばれる、現在73、74歳ぐらいの方たちが60歳だった15年前、あるいは65歳だった10年前は、子どもを保育所に預けることを希望する団塊ジュニアが多く、待機児童の急増など、保育で多くの課題が生まれた。この時期に子ども・子育て会議が発足したように思う。

その中で、子どもを預ける場所がないことや、出産や子育てにお金が掛かるという背景から、都道府県や市町村にこの会議が設置されて、対応いただいたと理解している。

それから10年以上経て、状況はある程度落ち着いてきたと思うが、少子化が進行し、これまでやってきた内容をそのまま進めると、事業者が大変な状況になると思う。

幼児教育・保育の無償化を通じて、社会全体で子育てをすることがある程度醸成されつつあると、子育てをしながら私も感じているが、ヤングケアラーや新しい社会課題については、こういう議論の場でアップデートすることが必要である。

1点強く感じることは、資料1の1ページにおける出生数の推移について、平成29年が5,182人であり、令和3年度が4,337人となっている。つまり、この5年間で、出生数が845人減っていること。年平均で180人ずつぐらい減っている。

このことを踏まえれば、県の会議においては、5年後、10年後のことを見越して議論していただければと思う。

また、資料4の1ページ「こども家庭庁の組織・事務・権限について」で、こども・子育て会議は、こども家庭庁に入っているので、教育について書かれない事情があるかもしれないが、一方で少子化対策及び子ども・子育て支援が、こども政策担当大臣の分掌に含まれている。

つまり、地方の県の場合、次の段階のことを考えながら政策立案していく必要がある。今回、こども家庭庁の中に少子化対策が入っているので、一步議論を進めることで、現在子育てをしている世代だけでなく、小・中・高校生及び大学生など、これから子育てをする人たちに対しても、ここで議論したことを積極的にアナウンスしてもらいたい。

そうすることで、子どもを安心して産み育てられるとの印象を持ってもらえると思う。

県の審議会の中で少子化対策があるのであれば、子ども・子育て会議において、少子化対策を進めなければいくら議論しても実にならない可能性があるとの危機感を持った意見があったことを共有できればと考えている。

もう一点は、こども家庭庁の組織では厳しいのかもしれないが、何らかの形で教育との連携も含んでほしい。この点は工夫していただければと思う。

(会長)

少子化対策については、県も会議を設置しているように思う。

(事務局)

県が設置している徳島県少子化対応県民会議において、しっかりと対応したい。

(会長)

本日の全体の議論を踏まえて、ほかに追加すべき点があれば、発言をお願いしたい。

(事務局)

県としては、児童福祉専門分科会及び少子化対応県民会議等において、今後ともいろいろと御意見を頂き、こども家庭庁の設置に伴い必要となる施策に反映して参りたい。

併せて、庁内に連携会議を立ち上げ、議論を進めていく予定である。教育と保育について、県では連携していく必要があると考えているため、この庁内連携会議には教育委員会も参加いただくこととなっている。

また、ヤングケアラーは重要な案件であるため、県では部局横断的なプロジェクトチームをつくり、そこで議論を進め、施策に反映していく。

(会長)

ほかに意見がないようなので、進行を事務局にお返しする。